

四半期報告書

(第44期第1四半期)

日本プロセス株式会社

四半期報告書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された四半期レビュー報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

頁

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	2
3 【関係会社の状況】	2
4 【従業員の状況】	3
第2 【事業の状況】	4
1 【生産、受注及び販売の状況】	4
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	11
第4 【提出会社の状況】	12
1 【株式等の状況】	12
2 【株価の推移】	15
3 【役員の状況】	15
第5 【経理の状況】	16
1 【四半期連結財務諸表】	17
2 【その他】	28
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	29

四半期レビュー報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月7日

【四半期会計期間】 第44期第1四半期(自 平成22年6月1日至 平成22年8月31日)

【会社名】 日本プロセス株式会社

【英訳名】 Japan Process Development Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大部 仁

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03-5408-3351 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 古谷 百合子

【最寄りの連絡場所】 東京都港区浜松町二丁目4番1号

【電話番号】 03-5408-3351 (代表)

【事務連絡者氏名】 経理部長 古谷 百合子

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次	第43期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第44期 第1四半期連結累計 (会計)期間	第43期
会計期間	自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日	自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日	自 平成21年6月1日 至 平成22年5月31日
売上高 (千円)	1,049,222	1,049,657	4,641,653
経常利益又は経常損失(△) (千円)	27,768	△18,396	269,013
四半期(当期)純利益又は四半期純損失(△) (千円)	18,972	△21,635	170,695
純資産額 (千円)	8,156,283	7,966,016	8,073,403
総資産額 (千円)	8,648,967	8,431,557	8,729,072
1株当たり純資産額 (円)	1,428.98	1,436.59	1,455.93
1株当たり四半期(当期)純利益金額又は四半期純損失金額(△) (円)	3.31	△3.90	30.14
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	—	—	—
自己資本比率 (%)	94.3	94.5	92.5
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△42,078	△306,288	△42,118
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△421,139	360,098	△570,522
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△107,648	△78,777	△347,587
現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高 (千円)	1,900,343	1,486,014	1,510,981
従業員数 (名)	522	536	542

- (注) 1 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。
- 2 売上高には、消費税等は含まれておりません。
- 3 第43期第1四半期連結累計(会計)期間及び第43期の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。
- 4 第44期第1四半期連結累計(会計)期間の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在しますが1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第1四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社の異動については、「3 関係会社の状況」に記載しております。

3 【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、当社は平成22年6月1日付で当社の完全子会社であるコンピュータシステムブランディング株式会社を吸収合併いたしました。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年8月31日現在

従業員数(名)	536
---------	-----

(注) 従業員数は就業人員であります。

(2) 提出会社の状況

平成22年8月31日現在

従業員数(名)	519
---------	-----

(注) 1 従業員数は就業人員であります。

2 従業員数が当第1四半期会計期間において55名増加しておりますが、主として平成22年6月1日付で連結子会社コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併したことによるものであります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第1四半期連結会計期間における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(千円)	前年同四半期比(%)
制御システム	157,947	—
交通システム	124,357	—
特定情報システム	83,027	—
組込システム	232,442	—
産業・公共システム	119,105	—
ITサービス	159,865	—
合計	876,746	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しておりません。

2 金額は製造原価によっております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注実績

当第1四半期連結会計期間における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(千円)	前年同四半期比(%)	受注残高(千円)	前年同四半期比(%)
制御システム	151,314	—	82,706	—
交通システム	117,550	—	83,869	—
特定情報システム	79,296	—	84,688	—
組込システム	269,308	—	82,573	—
産業・公共システム	108,274	—	23,360	—
ITサービス	193,759	—	128,186	—
合計	919,504	—	485,384	—

(注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれおりません。

(3) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(千円)	前年同四半期比(%)
制御システム	216,727	—
交通システム	167,278	—
特定情報システム	98,760	—
組込システム	282,403	—
産業・公共システム	120,624	—
ITサービス	171,280	—
報告セグメント計	1,057,074	—
調整額	△7,417	—
合計	1,049,657	—

- (注) 1 セグメント間取引については、調整額で相殺消去しております。
 2 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合

相手先	前第1四半期連結会計期間		当第1四半期連結会計期間	
	販売高(千円)	割合(%)	販売高(千円)	割合(%)
株日立製作所	294,911	28.1	258,202	24.6
株東芝	180,040	17.2	241,565	23.0

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2 【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、本四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当第1四半期連結会計期間（以下、当期）におけるわが国経済は、雇用情勢など依然厳しいものの、中国を中心とするアジア地域の景気拡大などに牽引される形で輸出や生産が持ち直し、企業収益の改善や設備投資の下げ止まりなど自律的な景気回復への基盤が整いつつあります。しかし、情報サービス産業界におきましては、企業のIT投資に対する慎重な姿勢が続き、ソフトウェア投資は緩やかな減少が続いております。

こうした環境の中、当社グループは、ソフトウェアの要件定義、開発から運用・保守までをトータルにサービスすることにより顧客に最大のメリットを提供するというトータル・ソフトウェア・エンジニアリング・サービス（T-SES）の実現に向け、鉄道、電力などの社会インフラ系の制御システム開発を戦略分野と位置づけ、この分野での受注拡大、人材の最適配置と実務を通した人材育成を図ってまいりました。また、これ以外の分野でもT-SESに向け受注範囲の拡大を図っており、一部顧客にも当社の考え方が理解されてきております。受注状況については、社会インフラを中心とした制御システム開発は好不況の影響を受けにくく、安定して受注が拡大しました。一方、これまで受注が減少していた組込システムは、前年同期の大きな落ち込みから回復傾向にありますが、その他のシステム開発や情報サービス分野の回復は遅れております。

当社グループは、これまで不況期にも積極的に人材採用を行い、次の好況期に備える方針を継続しております。第1四半期及び第2四半期はこれらの人材の教育期間であり収益には貢献せざコストのみの増加要因となります。また、当社の四半期別売上は、主要顧客の中間期及び期末である9月、3月を含む第2四半期、第4四半期に集中し、それ以外の第1四半期、第3四半期は売上が少なくなる傾向が強くあります。これらの理由により第1四半期は他の四半期に比べ営業利益が少なくなる傾向となっております。

また、当期より資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い、7百万円を特別損失として計上しております。

この結果、当期の売上高は1,049百万円（前年同四半期比0.0%増）、営業損失は30百万円（前年同四半期は18百万円の利益）、経常損失は18百万円（前年同四半期は27百万円の利益）、四半期純損失は21百万円（前年同四半期は18百万円の利益）となりました。

当期より、マネジメント・アプローチによるセグメント区分に変更しております。新セグメント別の状況は以下の通りです。

制御システムでは、国内、海外とも火力発電所向け監視・制御システム開発が好調に推移し、また、自動車向け制御システムもハイブリッド自動車制御システム開発の一部を受注するなど受注が回復しつつあることから、売上高は216百万円となりました。

交通システムでは、高速道路の監視システムなど道路関係のシステム開発は減少しておりますが、新幹線の運行管理システムなど鉄道関係のシステム開発は堅調に推移したことにより、売上高は167百万円となりました。

特定情報システムでは、衛星画像の地上システム開発は減少傾向にあるものの、画像データ生成システム開発はT-SESに向けた受注に移行しつつあり、地理情報や音声関係のシステム開発なども堅調に推移しております。しかし、プロジェクトが大型化、長期化しているため、当期における検収が減少し、売上高は98百万円となりました。

組込システムでは、次世代携帯電話システムの開発開始が遅れたことによる要員の不稼動が発生し、鉄道券売機システム開発の小規模化などのマイナス要因もありましたが、携帯電話向け音声・映像系システム開発が回復したことなどにより、売上高は282百万円となりました。

産業・公共システムでは、鉄道事業者向け基本設計支援業務などは横ばい、コンテンツ管理製品の開発も低調でしたが、ERPシステム開発が売上に貢献したことにより、売上高は120百万円となりました。

ITサービスでは、コールセンター業務と検証業務は横ばいで推移しましたが、構築業務の顧客発注遅れや金融機関向けシステム開発・保守業務の作業量減少などにより、売上高は171百万円となりました。

(2) 財政状態の分析

当第1四半期連結会計期間末における総資産は、前連結会計年度末に比べて297百万円減少して、8,431百万円となりました。これは、現金及び預金が193百万円、投資有価証券が203百万円減少したこと等によります。

負債につきましては、前連結会計年度末に比べて190百万円減少して、465百万円となりました。これは、賞与引当金が減少したこと等によります。

純資産につきましては、前連結会計年度末に比べて107百万円減少して、7,966百万円となりました。これは、配当金の支払い等によります。

1株当たりの純資産は、1,436円59銭です。

(3) キャッシュ・フローの状況の分析

当第1四半期連結会計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という）の残高は、前連結会計年度末に比べて24百万円減少して、1,486百万円となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動により使用した資金は、306百万円（前年同四半期は42百万円の使用）となりました。主な要因は、引当金等の減少によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動により獲得した資金は、360百万円（前年同四半期は421百万円の使用）となりました。主な要因は、有価証券の償還によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動により使用した資金は、78百万円（前年同四半期は107百万円の使用）となりました。主な要因は、配当金の支払いによるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者であることが必要であると考えております。

当社株式に対する大規模な買付行為であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、当社の支配権の移転を伴う買付提案又は買付行為の是非についての判断は、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものであると考えております。

しかしながら、近時、新しい法制度、企業買収環境及び企业文化の変化等を背景として、対象会社の経営陣と十分な協議や合意のプロセスを経ることなく、大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化しつつあり、また、株式の大量取得行為の中には、(i)買収の目的や買収後の経営方針等に鑑み、企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、(ii)株主に株式の売却を事实上強要するおそれのあるもの、(iii)対象会社の取締役会や株主が買付の条件等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、(iv)対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

当社のビジネスは、株主の皆様を始め、顧客企業や従業員、地域社会など様々なステークホルダーの協業の上に成り立っており、これらのステークホルダーが安心して当社の事業に関わることができる安定的かつ健全な体制を構築し、社会から必要とされる高品質なサービスを提供していくことが、当社企業価値を高めていく上で不可欠な要件となっております。

そこで、当社の企業価値・株主共同の利益に資する買付提案が行われ、その買付提案が実行された場合、当社がこれまで育成してまいりました当社の特色である信頼性、公共性、中立性、経営の安定性、ブランド・イメージ等をはじめ、株主の皆様はもとより、顧客企業、取引先、地域社会、従業員その他利害関係者の利益を含む当社の企業価値への影響、ひいては株主共同の利益を毀損する可能性があるときは、当社は、このような不適切な株式の大量取得行為を行なう者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考え、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるため、当該者による大量取得行為に対して相当な措置を講ずることを基本方針といたします。

②当社の企業価値・株主共同の利益の向上及び基本方針の実現に資する取組み

当社は昭和42年の創業以来、「制御システム」の開発を中心に顧客と一緒にソフトウェア開発に従事しており、長年に渡って顧客との信頼関係を築いてまいりました。当社の企業理念「情報通信技術を応用した新しい価値創造を通して顧客とともに社会に貢献します」の下、顧客の満足度向上のため、技術力の向上や納期の厳守に努めてまいりました。当社としても、従業員の育成には非常に力を入れており、昭和63年長野県富士見高原に研修所を開設し、技術や品質の向上を図ってまいりました。更に今日、日々進化していく情報技術のフィールドで、常に最先端のソリューションを提供できるよう、研修制度を再構築し、最新の技術の習得が可能な環境作りに努めています。

これらの結果、従業員一人一人の仕事に対する強い探究心を生み出すとともに、当社独自の報酬制度（業務の貢献度を自分たちで評価する）等も要因となって高いモチベーションを生み出すこととなり、独特の企業風土が形成されております。

このように、顧客との信頼関係や会社と従業員の信頼関係、そして従業員一人一人の高いモチベーションが、当社にとっての企業価値の源泉であるといえます。

当社は、こうした当社の企業価値の源泉を踏まえて、多数の投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、中期経営計画の推進とコーポレート・ガバナンスの強化の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取組んでおります。

しかし、このような当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の独自の経営を向上させる者が当社の財務及び事業の方針を決定する者とならなければ、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。

当社取締役会は、基本方針に定めるとおり、当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大規模な買付提案及び買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えております。こうした不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益に反する大規模な買付提案及び買付行為を抑止するためには、当社株式に対する大規模な買付提案及び買付行為が行われる際に、当社取締役会が株主の皆様に代替案を提案すること、株主の皆様がかかる大量買付に応じるべきか否かを判断するために必要な情報及び時間を確保すること、並びに株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とする枠組みを確保するために、「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下、「本プラン」といいます。）を平成20年3月7日開催の当社取締役会の決議をもって導入し、公表いたしました。その後平成20年8月26日開催の第41期定期株主総会において本プランの導入に関する議案が決議され、本プランの有効期間は、平成23年に開催される定期株主総会終結の時までとなっております。

イ. 本プラン概要

本プランにおいては、当社に対する買付提案又は買付行為の実行を検討している者より、事前に当社に対する買付に関する情報の提供を受け、当社取締役会が買付提案者と交渉並びに提案内容の検討を行う期間を確保し、当該買付提案又は買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益の最大化に資するものか否かの判定を行うこととしております。これに対し、買付提案者が事前の情報提供や予告なく当社株式に対する買付行為を開始する場合や、買付提案又は買付行為の内容、態様及び手法に鑑み、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損すると認められるような場合には、当社としてはその毀損を防止するために対抗措置を発動できることとしております。なお、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止し、その判断の客観性及び合理性を担保するために、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される特別委員会を設置することいたします。

本プランにおいて、当社は、以下の手続によって買付提案者に対して買付提案及び買付行為の概要及びその他の情報の提供を求めるものとします。

かかる情報の提供を受けた後、当社では、下記に定める特別委員会及び当社取締役会においてかかる情報を検討した上、当社取締役会としての意見を慎重に形成及び公表し、必要と認めれば、買付提案についての交渉や株主の皆様に対する代替案（当社取締役会が経営を継続することによって実現しうる当社の企業価値・株主共同の利益及びそのための具体的な方策のほか、当該買付行為に直接対抗するための当社取締役会その他の第三者を主体とした買付提案を含む）の提示も行うものとします。

かかる検討の結果、下記に定める対抗措置発動要件又は対抗措置不発動要件を充足するか否かを特別委員会において判断し、特別委員会が当社取締役会への勧告を行った上、当社取締役会は、当該勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動又は不発動を決定するものとします。

四. 本プランの内容

(a) 本プランの対象となる買付提案者

本プランは以下の(i)または(ii)に該当する当社株券等の買付提案、買付行為又はこれに類似する行為（但し、当社取締役会が承認したものを除きます。かかる行為を、以下「買付行為等」といいます。）がなされる場合を適用対象とします。買付行為等を行い、又は行おうとする買付提案者（以下「大量買付提案者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならないものとします。

(i) 特定の株主グループが当社の株券等の保有者及び共同保有者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付（当該特定の株主グループを、以下「特定大量保有者」といいます。）

(ii) 特定の株主グループが当社の株券等の買付等を行う者及びその特別関係者である場合における、当該議決権割合が20%以上となる買付（当該特定の株主グループを、以下「特定大量買付者」といいます。）

(b) 必要情報提供手続

本プランの対象となる大量買付提案者には、買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会宛に、大量買付提案者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、買付行為等の概要及び本プランで定められる手續を遵守する旨の誓約文言を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を提出して頂きます。なお、書面はすべて日本語により作成して頂きます（以下において大量買付提案者が提出すべきとされている書面・情報についても同様とします。）。

当社取締役会は、特別委員会の助言及び勧告に基づいて、大量買付提案者からの提案内容が具体的にいかに当社の企業価値・株主共同の利益を向上させるかを明らかにするため、上記の意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大量買付提案者の買付行為等の内容の検討に必要な情報（以下「本必要情報」といいます。）のリストを大量買付提案者に交付し、本必要情報の提供を求めます。なお、本必要情報に該当する代表的な項目は以下の通りです。

(i) 大量買付提案者及びそのグループの詳細

(ii) 買付行為等の目的、方法及び内容

(iii) 買付対価の種類及び金額並びに買付対価の算定根拠

(iv) 買付行為等に要する資金の調達状況及び当該資金の提供者の概要

(v) 大量買付提案者及びそのグループによる当社の株券等の取得及び売却状況

(vi) 買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡の有無並びに意思連絡がある場合はその内容及び当該第三者の概要

(vii) 買付提案者が既に保有する又は将来取得する当社の株券等に関する貸借契約等の内容

(viii) 大量買付等の後における当社及び当社グループの経営方針等

(ix) 純投資又は政策投資を買付行為等の目的とする場合は、買付行為等の後の株券等の保有方針、議決権の行使方針等、並びに長期的な資本提携を目的とする政策投資として買付行為等を行う場合は、その必要性

(x) 重要提案行為等を行うまたは可能性がある場合、その目的、内容等

(xi) 買付行為等の後、当社の株券等を更に取得する予定がある場合には、その理由及びその内容

(xii) 買付行為等の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨及び理由

(xiii) 買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社にかかる利害関係者に関する処遇・方針

(xiv) 大量買付提案者以外の当社の他の株主との間の利益相反を回避するための具体的方策

(xv) その他当社取締役会又は特別委員会が合理的に必要と判断する情報

(c) 取締役会による買付内容の検討、買付者等との交渉、代替案の提示等

大量買付にかかる情報提供を受けた後、取締役会がこれらの評価、検討、交渉、代替案立案のための期間を下記の通り設定します。

(i) 対価を現金（円貨）のみとする公開買付による当社の全株式の買付の場合には60日間

(ii) その他の方法による買付行為等の場合には、90日間

(d) 特別委員会による勧告

当社は本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、特別委員会を設置します。

特別委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を担保するため、当社の業務執行を行う当社経営陣から独立している社外監査役及び社外取締役並びに社外の有識者（弁護士、公認会計士、経営経験豊富な企業経営者、学識経験者等）を対象として選任するものとします。

当社取締役会は、本必要情報並びに本必要情報の取締役会による評価及び分析結果を特別委員会に提供します。特別委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果及び外部専門家の意見を参考にし、また、判断に必要と認める情報等を外部の第三者から自ら入手、検討して、大量買付提案者が提供する情報の十分性、対抗措置の発動の是非、その他当社取締役会が判断すべき事項のうち当社取締役会が特別委員会に諮問した事項及び特別委員会が当社取締役会に諮問すべきと考える事項等について勧告を行います。

特別委員会は、大量買付提案者が本プランに規定する手続を遵守しなかった場合、または大量買付提案者による大規模買付等が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものと認められる場合には、取締役会に対して対抗措置の発動を勧告し、それ以外の場合には対抗措置の不発動を勧告します。

(e) 取締役会の決議

当社取締役会は、特別委員会による勧告を最大限尊重の上、対抗措置発動に関する決議を行います。また、特別委員会から対抗措置の発動の是非について株主総会に諮るよう勧告された場合においては、当社取締役会は、具体的な対抗措置の内容を決定した上で、対抗措置の発動についての承認を株主総会に付議するものとします。株主意思確認総会が開催された場合、当社取締役会は、当該株主意思確認総会終結後速やかに対抗措置の発動または不発動を決議するものとします。なお、対抗措置としては、原則として、当社取締役会決議により、新株予約権の無償割当（会社法第277条）を行うこととします。

③上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものでないこと及びその理由

当社取締役会は、次の理由から上記②の取組みが上記①の基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ. 買収防衛策に関する指針及び適時開示規則との整合性

本プランは平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」に定める三原則(i)企業価値・株主共同の利益の確保、(ii)事前開示・株主意思の原則、(iii)必要性・相当性の原則のすべてを充足しており、また同様に株式会社ジャスダック証券取引所（現 株式会社大阪証券取引所）の定める、上場有価証券の発行者による会社情報の適時開示等に関する規則第2条の2「尊重義務」（現 JASDAQ等における企業行動規範に関する規則の特例第10条）を充足しております。

ロ. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記②に記載の通り当社株式に対する買付行為等が行われた際に、当該買付行為等が不適切なものでないか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために交渉を行うこと等を可能とすることで、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもって導入されるものです。

ハ. 株主意思を十分に尊重していること（サンセット条項）

当社は、上記の通り平成20年3月7日開催の当社取締役会において本プランの導入を決議いたしましたが、本プラン導入に関する株主の皆様の意思を確認するため、平成20年8月26日開催の第41期定時株主総会において本プラン導入に関する議案を付議し、決議いただいております。

また、本プランの有効期限は、原則として平成23年に開催される当社定時株主総会終結の時までとし、それ以降も当社株主総会において本プランの継続に関して皆様の意思を確認させて頂く予定ですので、株主の皆様の意思を十分に尊重した買収防衛策であると考えます。なお、当社は取締役の任期を1年としており、本プランの有効期間中の存続・廃止につきましては、毎年の定時株主総会における取締役の選任議案に関する議決権行使の状況を鑑みて、可能な限り株主の皆様の意思を反映させていく考えです。

ニ. 独立社外者である特別委員会の意見の重視

本プランにおいては、実際に当社に対して買付行為等がなされた場合には、特別委員会が特別委員会規程に従い、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損するか否かなどの実質的な判断を行い、当社取締役会はその判断を最大限尊重して会社法上の決議を行うこととなります。また、当社取締役会は、特別委員会による勧告に従うことにより当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることが明らかである場合でない限りは、特別委員会の勧告又は株主総会における決定の内容と異なった決議をすることはできません。このように、特別委員会によって、当社内部の取締役の恣意的行動を厳しく監視するとともに、その判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの実際の運営が行われる仕組みが確保されています。

ホ. 客観的かつ合理的な要件の設定

本プランは、上記にて記載した通り、特別委員会において合理的かつ詳細な客観的要件が充足されたと判断されない限りは発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しているものといえます。

ヘ. 客観的な解除条件が付されていること（デッドハンド型買収防衛策ではないこと）

本プランは、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決定により廃止することができるものとされており、当社の株券等を大量に買付けた者が指名し、当社株主総会で選任された取締役からなる取締役会により本プランを廃止することができます。したがいまして、当社といたしましては、本プランはいわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）、スローハンド・ピルといった、経営陣によるプランの廃止を不能又は困難とする性格をもつライツプランとは全く性質が異なるものと考えます。

ト. 第三者専門家の意見の取得

本プランにおいては、大量買付提案者が出現すると、特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を受けることとされています。これにより、特別委員会による判断の公正さ・客観性がより強く担保される仕組みとなっています。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	22,980,000
計	22,980,000

② 【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成22年8月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年10月7日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,745,184	5,745,184	大阪証券取引所 (JASDAQ市場)	単元株式数は100株であります。
計	5,745,184	5,745,184	—	—

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

平成17年8月26日定時株主総会決議

	第1四半期会計期間末現在 (平成22年8月31日)
新株予約権の数(個)	3,230 (注) 1
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	323,000 (注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1株当たり 1,213 (注) 3
新株予約権の行使期間	自 平成19年10月1日 至 平成22年9月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,213 資本組入額 607
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権の行使には下記の制限を設ける。</p> <p>(イ) 平成19年10月1日から平成20年9月30日の期間 割当個数の20%、または10個のいずれか大きい数を上限とする。</p> <p>(ロ) 平成20年10月1日から平成21年9月30日の期間 割当個数の60%、または10個のいずれか大きい数から(イ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。</p> <p>(ハ) 平成21年10月1日から平成22年9月30日の期間 割当個数から(イ)、(ロ)で行使した個数を控除した個数を上限とする。</p> <p>② 新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社の子会社の取締役ならびに従業員の地位にあることを要する。ただし、取締役の任期満了に伴う退任など取締役会が正当な理由があると認めた場合はこの限りではない。</p> <p>③ その他の条件については、本株主総会決議及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約書に定めるところによる。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の権利の譲渡については取締役会の承認を要する。また、相続は認めない。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	—

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により新株予約権の目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率

3 以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

- ① 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または当社が保有する自己株式を処分する場合(新株予約権の権利行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、当社が保有する自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

- ② 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times (1 / \text{分割・併合の比率})$$

- ③ 当社が資本の減少、合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、資本減少、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整する。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成22年6月1日～ 平成22年8月31日	—	5,745,184	—	1,487,409	—	2,174,175

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書の写しの送付がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成22年5月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

① 【発行済株式】

平成22年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）		—	—
完全議決権株式（自己株式等）	(自己保有株式) 普通株式 200,000	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 5,544,200	55,442	—
単元未満株式	普通株式 984	—	—
発行済株式総数	5,745,184	—	—
総株主の議決権	—	55,442	—

② 【自己株式等】

平成22年5月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 日本プロセス株式 会社	東京都港区浜松 町二丁目4番1 号	200,000	—	200,000	3.48
計	—	200,000	—	200,000	3.48

(注) 当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、200,092株であります。

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 6月	7月	8月
最高(円)	1,009	998	1,017
最低(円)	895	901	860

(注) 株価は、大阪証券取引所(JASDAQ市場)におけるものであります。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、本四半期報告書提出日までの役員の異動はありません。

第5 【経理の状況】

1 四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号。以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結会計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）及び前第1四半期連結累計期間（平成21年6月1日から平成21年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成22年6月1日から平成22年8月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、京橋監査法人により四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	4,106,014	4,299,747
受取手形及び売掛金	1,470,256	1,533,576
有価証券	1,001,724	1,000,357
仕掛品	237,009	149,306
繰延税金資産	187,148	178,101
その他	101,827	45,320
貸倒引当金	△141	△555
流動資産合計	7,103,839	7,205,855
固定資産		
有形固定資産	*1 268,267	*1 266,365
無形固定資産	107,349	116,461
投資その他の資産		
投資有価証券	648,252	851,904
その他	303,847	288,485
投資その他の資産合計	952,100	1,140,390
固定資産合計	1,327,717	1,523,217
資産合計	8,431,557	8,729,072
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	30,183	34,237
未払法人税等	6,850	93,703
賞与引当金	142,881	276,016
その他の引当金	*2 20,479	21,773
資産除去債務	6,090	—
その他	210,947	184,525
流動負債合計	417,433	610,255
固定負債		
引当金	44,265	45,413
資産除去債務	3,843	—
固定負債合計	48,108	45,413
負債合計	465,541	655,669

(単位：千円)

当第1四半期連結会計期間末
(平成22年8月31日)

前連結会計年度末に係る
要約連結貸借対照表
(平成22年5月31日)

純資産の部		
株主資本		
資本金	1,487,409	1,487,409
資本剰余金	2,325,847	2,325,847
利益剰余金	4,330,453	4,435,266
自己株式	△175,248	△175,174
株主資本合計	7,968,461	8,073,349
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△2,445	53
評価・換算差額等合計	△2,445	53
純資産合計	7,966,016	8,073,403
負債純資産合計	8,431,557	8,729,072

(2) 【四半期連結損益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
売上高	1,049,222	1,049,657
売上原価	848,210	869,727
売上総利益	201,012	179,929
販売費及び一般管理費	* 182,610	* 210,921
営業利益又は営業損失(△)	18,402	△30,991
営業外収益		
受取利息	8,111	7,162
その他	2,311	5,432
営業外収益合計	10,422	12,595
営業外費用		
雑損失	1,056	—
営業外費用合計	1,056	—
経常利益又は経常損失(△)	27,768	△18,396
特別利益		
投資有価証券売却益	14,062	—
その他	135	414
特別利益合計	14,197	414
特別損失		
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	7,157
その他	—	1,893
特別損失合計	—	9,050
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失(△)	41,965	△27,033
法人税、住民税及び事業税	4,144	3,580
法人税等調整額	18,848	△8,977
法人税等合計	22,993	△5,397
少數株主損益調整前四半期純損失(△)	—	△21,635
四半期純利益又は四半期純損失(△)	18,972	△21,635

(3) 【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失（△）	41,965	△27,033
減価償却費及びその他の償却費	14,507	14,479
有形及び無形固定資産除売却損益（△は益）	—	318
投資有価証券売却及び評価損益（△は益）	△14,062	—
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	7,157
受取利息及び受取配当金	△8,566	△7,632
引当金の増減額（△は減少）	△154,645	△135,990
売上債権の増減額（△は増加）	356,929	63,320
たな卸資産の増減額（△は増加）	△70,758	△87,702
仕入債務の増減額（△は減少）	△9,728	△4,053
その他の流動資産の増減額（△は増加）	△35,461	△55,289
その他の流動負債の増減額（△は減少）	△107,064	13,285
その他の投資その他の資産の増減額（△は増加）	△8,293	△15,802
その他	△1,629	△4,903
小計	3,192	△239,848
利息及び配当金の受取額	4,364	18,262
その他の収入	2,704	6,342
法人税等の支払額	△52,340	△91,044
営業活動によるキャッシュ・フロー	△42,078	△306,288
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	△600,766	△1,000,000
定期預金の払戻による収入	600,363	1,168,766
有価証券の取得による支出	△502,099	△300,000
有価証券の売却及び償還による収入	—	700,000
有形固定資産の取得による支出	△1,947	△4,918
無形固定資産の取得による支出	△25,372	—
投資有価証券の取得による支出	—	△203,750
投資有価証券の売却及び償還による収入	109,000	—
その他	△317	—
投資活動によるキャッシュ・フロー	△421,139	360,098
財務活動によるキャッシュ・フロー		
自己株式の取得による支出	△26,292	△74
配当金の支払額	△81,355	△78,702
財務活動によるキャッシュ・フロー	△107,648	△78,777
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△570,865	△24,967
現金及び現金同等物の期首残高	2,471,209	1,510,981
現金及び現金同等物の四半期末残高	* 1,900,343	* 1,486,014

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 当社の連結子会社であったコンピュータシステムプランニング株式会社は第1四半期連結会計期間において当社が吸収合併したため連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 3社</p>
2. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 「資産除去債務に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、営業損失及び経常損失はそれぞれ320千円増加し、税金等調整前四半期純損失は7,477千円増加しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は9,933千円であります。</p> <p>(2) 「企業結合に関する会計基準」等の適用 当第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。</p>

【表示方法の変更】

当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)	
(四半期連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)に基づく財務諸表等規則等の一部を改正する内閣府令(平成21年3月24日 内閣府令第5号)の適用に伴い、当第1四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純損失」の科目を表示しております。	

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
1. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分して算定する方法によっております。
2. 繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度末以後に経営環境等に著しい変化が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法によっております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

当第1四半期連結会計期間(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)	前連結会計年度末 (平成22年5月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 515,488千円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 525,537千円
※2 たな卸資産及び受注損失引当金の表示 損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品と受注損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。 損失の発生が見込まれる受注契約に係る仕掛品のうち、受注損失引当金に対応する額は2,998千円であります。	

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
※ 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 57,960千円 賞与引当金繰入額 12,065千円	※ 販売費及び一般管理費の主なもの 給与手当 49,094千円 賞与引当金繰入額 11,612千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
※ 現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成21年8月31日現在) 現金及び預金勘定 5,101,110千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △3,200,766千円 現金及び現金同等物 1,900,343千円	※ 現金及び現金同等物の当第1四半期連結累計期末残高と当第1四半期連結貸借対照表に掲記されている科目的金額との関係 (平成22年8月31日現在) 現金及び預金勘定 4,106,014千円 預入期間が3ヶ月を超える定期預金 △2,620,000千円 現金及び現金同等物 1,486,014千円

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末（平成22年8月31日）及び当第1四半期連結累計期間（自 平成22年6月1日至 平成22年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 5,745,184株

2. 自己株式の種類及び総数

普通株式 200,092株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年7月7日 取締役会	普通株式	83,177	15.00	平成22年5月31日	平成22年8月11日	利益剰余金

(2) 基準日が当第1四半期連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第1四半期連結会計期間の末日後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

	制御系システム開発 (千円)	組込系システム開発 (千円)	基盤系システム開発 (千円)	業務系システム開発 (千円)	情報サービス・その他 (千円)	計 (千円)	消去又は 全社 (千円)	連結 (千円)
売上高								
(1)外部顧客に対する売上高	447,386	291,595	66,089	120,081	124,068	1,049,222	—	1,049,222
(2)セグメント間の内部売上高又は振替高	—	—	—	—	—	—	—	—
計	447,386	291,595	66,089	120,081	124,068	1,049,222	—	1,049,222
営業利益又は営業損失 (△)	128,081	49,346	20,610	△31,166	13,038	179,910	(161,508)	18,402

(注) 1 事業区分の方法

事業区分は、製品の種類及び性質を考慮して設定しております。

2 各区分に属する主要な製品

事業区分	主要製品
制御系システム開発	交通、運輸、宇宙、航空、エネルギー・プラント、自動車
組込系システム開発	携帯電話、情報家電、ドキュメントプロセッシング
基盤系システム開発	ビジネスIT基盤、コンテンツサービス基盤
業務系システム開発	金融システム、会計システム、販売・顧客管理
情報サービス・その他	運用／保守サービス、検証サービス、構築サービス

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

【セグメント情報】

(追加情報)

当第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、サービス分野及び市場分野を基礎としたセグメントから構成されており、「制御システム」、「交通システム」、「特定情報システム」、「組込システム」、「産業・公共システム」、「ITサービス」の6つを報告セグメントとしております。

「制御システム」は、エネルギー関連の制御、監視、シミュレータ等のシステムと自動車及び自動車付属機器の制御システム等の開発を行っております。

「交通システム」は、鉄道、道路等の交通関連の制御、監視等のシステムと交通機関における電子広告などの情報処理システム等の開発を行っております。

「特定情報システム」は、衛星画像処理システム、音声処理システム、地理情報システム等の開発とこれらを応用した防災関連システム等の開発を行っております。

「組込システム」は、携帯電話、情報家電等のコンシューマエレクトロニクス、ICカード、自動改札や券売機等に組み込まれるシステムやOS等の開発を行っております。

「産業・公共システム」は、人事・給与管理、流通管理、コンテンツ管理等の情報処理システムの開発とシステム開発における基本設計をサポートする業務を行っております。

「ITサービス」は、サポートデスク、ソフトウェア検証、システム構築、システム保守等の業務を行っております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第1四半期連結累計期間（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）

	報告セグメント						合計
	制御 システム	交通 システム	特定情報 システム	組込 システム	産業・公共 システム	ITサービス	
売上高	216,727	167,278	98,760	282,403	120,624	171,280	1,057,074
セグメント利益又は損失 (△)	58,779	42,921	15,733	49,960	1,518	11,415	180,328

(単位：千円)

	調整額 (注)1	四半期連結損益計算書計上額(注)2
売上高	△7,417	1,049,657
セグメント利益又は損失 (△)	△211,319	△30,991

- (注) 1 セグメント利益又は損失の調整額△211,319千円には、セグメント間取引消去1,714千円、各報告セグメントに配分していない全社費用△212,485千円及びその他△548千円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
- 2 セグメント利益又は損失は、四半期連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間（自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日）

共通支配下の取引等

当社は、平成22年3月24日開催の取締役会における決議に基づき、当社の100%子会社であるコンピュータシステムプランニング株式会社を平成22年6月1日付で吸収合併いたしました。

1. 対象となった事業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 対象となった事業の名称及びその事業の内容

事業の名称 システム開発

事業の内容 金融システムの開発

(2) 企業結合の法的形式

当社を吸収合併存続会社、コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

(3) 結合後企業の名称

日本プロセス株式会社

(4) 取引の目的を含む取引の概要

コンピュータシステムプランニング株式会社は当社の連結子会社であり、金融システムや販売/顧客管理システムなどのシステム開発を主な事業としておりました。当社グループとしては、経営の効率化をさらに推し進める上で子会社の情報・人材・ノウハウ等を日本プロセス株式会社に一体化することにより、経営資源の効率的な活用を図れると判断し、コンピュータシステムプランニング株式会社を吸収合併いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 最終改正平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理いたしました。

(1 株当たり情報)

1. 1 株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成22年8月31日)	前連結会計年度末 (平成22年5月31日)
1株当たり純資産額 1,436円59銭	1株当たり純資産額 1,455円93銭

2. 1 株当たり四半期純利益金額

第1四半期連結累計期間

前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
1株当たり四半期純利益金額 3円31銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額について、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。	1株当たり四半期純損失金額 3円90銭 なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため、記載しておりません。

(注) 1株当たり四半期純利益金額及び四半期純損失金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成21年6月1日 至 平成21年8月31日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)
四半期純利益又は四半期純損失(△) (千円)	18,972	△21,635
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る四半期純利益又は四半期純損失(△)(千円)	18,972	△21,635
普通株式の期中平均株式数(株)	5,736,198	5,545,113
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含まれなかった潜在株式について前連結会計年度末から重要な変動がある場合の概要	—	—

2 【その他】

平成22年7月7日開催の取締役会において、平成22年5月31日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、次のとおり期末配当を行うことを決議いたしました。

- ① 配当金の総額……………83,177千円
- ② 1株当たりの金額……………15円00銭
- ③ 支払請求権の効力発生日及び支払開始日……平成22年8月11日

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年10月 8 日

日本プロセス株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

指定社員 公認会計士 下 村 久幸 印
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 川 俊夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プロセス株式会社の平成21年6月1日から平成22年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成21年6月1日から平成21年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社の平成21年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年10月 7 日

日本プロセス株式会社

取締役会 御中

京橋監査法人

代表社員 公認会計士 下 村 久 幸 印
業務執行社員

代表社員 公認会計士 中 川 俊 夫 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日本プロセス株式会社の平成22年6月1日から平成23年5月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成22年6月1日から平成22年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日本プロセス株式会社及び連結子会社の平成22年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の8第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年10月 7 日

【会社名】 日本プロセス株式会社

【英訳名】 Japan Process Development Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大部 仁

【最高財務責任者の役職氏名】 取締役財務統括 久保 裕

【本店の所在の場所】 東京都港区浜松町二丁目 4番1号

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目 8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 大部 仁 及び当社最高財務責任者 久保 裕 は、当社の第44期第1四半期(自 平成22年6月1日 至 平成22年8月31日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。